

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 経済産業省)

【事務・事業名】 (社) 発明協会が受託している特許庁の出願適正化等指導事業	
1. 根拠法令	予算上の委託事業であり、法令に基づくものではない。
2. 実施主体	社団法人発明協会
3. 従事者数	589名(H17.3.31現在職員数) 当事業従事者: 118名
4. 予算額	7.3億円(H16年度予算額)、6.7億円(H17年度予算額)、6.2億円(H18年度概算要求額)
5. 事務・事業の内容	出願適正化等指導事業は、中小企業出願等支援事業の一環として、日本全国各地域の中小企業・個人を主たる対象に、産業財産権制度に関する指導及び出願相談等の施策を展開し、産業財産権制度の普及啓発及び産業財産権制度を活用する際の支援を図っている。 このため、中小企業等による産業財産権制度及び情報の有効な活用支援として、以下の施策を全国各都道府県においてきめ細かく行っている。 (1)電子出願共同利用端末機の設置及び出願アドバイザーによる出願等の指導・相談の実施 (2)弁理士、企業関係者、大学教授等の専門家による発明、考案等に係る個別相談等の実施 (3)実用新案登録出願における先行技術調査及び調査結果報告の実施
6. 民間開放の状況	当該事業は、既に民間団体により実施している事業である。 発明協会は、従前より知的財産権制度の周知活動のみならず、同制度に関する調査研究や特許情報の提供に携わっており、広範かつ専門的な知見を有している団体である。また、発明協会は、全国47都道府県に支部を有しており、会員数も約一万に及ぶ大きなネットワークを有する組織であり、その各支部は、自治体との密接な連携関係の下で地域行政にも協力しているため、各地における知的財産権制度の普及・啓発に関する拠点として極めて有効である。 以上のような発明協会の有する専門的な知見、及び全国的かつ均質的な組織的・人的資本に鑑み、かつ、これまでの実施から生じるノウハウの活用を図るため、当該事業を発明協会に委託しているところである。 なお、「弁理士や弁理士法人を活用した出願適正化等指導事業の実現」という要望については、個別相談会の相談員や講習会等の講師として、弁理士、企業関係者や大学教授などの有識者を延べ2,582人(平成16年度)招聘し、そのうち1,877人が弁理士となっている。地域の実情や要請に対応した講師選定が行われているが、その約7割が弁理士となっており、要望事項は既に実現しているところである。
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	中小・ベンチャー企業は、大企業と異なり、産業財産の戦略的活用の体制が不十分である。当事業は、こうした格差(「知財デバイド」)を解決するものであり、本事業を廃止した場合、我が国産業の発展の基礎である地域や中小企業の技術革新や新規産業の創出を妨げることとなり、ひいては、政府が国家戦略として進めている知財立国の実現の障害となる。
8. 更なる民間開放についての見解	当事業について、現事業者以外に事業目的を達成する能力のある組織・団体が存在するということであれば、事業の透明化・効率化の要請に応えるため、委託事業者の予期せざる負担を回避しつつ、今後3年以内を目途に公募による事業者の選定を実施するために所要の検討を行う予定である。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 経済産業省)

【事務・事業名】 (社)発明協会が受託している特許庁の出願適正化等指導事業

9. 個別の質問項目

当該事業は、すでに民間に開放されているとのことであるが、当該事業を民間が受託する場合、法令上の制限はないとの理解でよい。法令上の制限がないのであれば、一般競争入札により当該事業を効果的・効率的に担うことができる者を選定して委託すべきと考えるが、現在採られている選定方法及びその理由についてご教示願いたい。

当該事業は、予算上の委託事業であり、法令上の制限はない。

当該事業は、日本全国各地域の中小企業・個人を主たる対象として、産業財産権制度の普及啓発及び産業財産権制度を活用する際の支援を図る事業である。当該事業の実施主体に関しては、事業内容に鑑み、産業財産権制度に関する専門的な知見やノウハウを有すること、及び講習会や相談会等を全国各地で遍く展開できる組織力・人的資本を有することが、効果的・効率的な事業の推進のために必要となる。これまで、こうした事業を的確に遂行し得る十分な能力を有する団体として発明協会に随意契約により委託してきたところ。

今後は、こうした要請に応える組織・団体が他に存在するということであれば、事業の透明化・効率化の要請に応えるため、極力競争環境下で実施することが適当と思料。その際には、産業財産権制度の普及啓発及び産業財産権制度を活用する際の支援のための最適な事業の確保を図るためには、内容が硬直しがちな一般競争入札ではなく、民間の創意工夫を活かした事業提案を元に最適な事業を実施するために公募型企画競争の導入を行うことが適当と考える。

当該事業の実施主体に関しては、産業財産権制度に関する専門的な知見を有すること、及び講習会や相談会等を全国規模で均質的に展開できる組織力・人的資本を有することが必要とのことであるが、出願適正化等の指導を目的とするのであれば、専門的な知見を有すれば足り、全国規模で均質的に展開できることが必要不可欠であるとは考えられない。よって、地域ごとに異なる主体による実施が可能と考えるが、かかる点について具体的支障があれば、ご説明願いたい。

当該事業については、日本全国に存在する中小企業や個人から申請される出願の適正化を推進するため、全国各地域において遍く産業財産権制度の普及啓発及び産業財産権制度を活用する際の支援のための施策を展開することにより、地域デバイドを解消することが目的である。

全国的に均質なサービスの提供を確保し得る体制を維持するため、また、総体として最大限の事業効率を追求する観点からは、事業管理機能の一元化、全国的な事業展開における機動性、機材調達の合理化等の要請に応えるため、全国を対象とした一つの事業者で行うことが必要。